

都市農業の持続的な発展及び都市農地の保全に関する意見書（案）

都市農業は、新鮮な農産物の供給に加え、防災空間の確保、ヒートアイランド現象の緩和、良好な景観形成、農業体験や食育の場の提供など、多面的な機能を有しており、市民生活に欠かすことのできない重要な役割を担っている。市街化が進展する中でも農業者が営農を継続し、地域住民に新鮮な農産物を供給するとともに、都市環境の保全に大きく貢献している。

しかしながら、都市部における地価水準は依然として高く、相続時には多額の相続税の負担が生じることから、農業者がやむを得ず農地や営農の基盤を処分する事例が後を絶たない。特に、現行の相続税納税猶予制度は主として農地を対象としており、農業用施設等については、十分な措置が講じられていない。

都市農業の継続には農地だけでなく、営農に必要な施設等が一体的に維持されることが不可欠であり、こうした施設等を失うことは実質的に営農の継続を困難にし、結果として都市農地の減少につながっている。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、都市農業の持続的な発展及び都市農地の保全を図るため、相続税納税猶予制度について、現行の農地に加え、営農の継続に必要不可欠な畜舎その他の畜産施設、農機具倉庫、農産物出荷作業施設、農作業休憩施設、その他営農の継続に必要と認められる農業用施設等についても対象となるよう制度を見直すことを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年10月 日

東京都議会議長 増 子 博 樹

衆議院議長	}	宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		